

中国新法規速報（2020年6月号）

第1、2020年5月に新たに公布された重要規定の概要

2020年5月に公布された外商投資企業の生産経営に比較的大きな影響を及ぼす可能性のある新規定の具体的内容を次のとおり表に整理する。

番号	規定名称	公布機関	公布日	内容紹介
1	中華人民共和國民法典	全国人民代表大會	2020年5月28日	<p>2020年5月28日、第13回全人代の第3会議において《中華人民共和國民法典》が可決された。2021年1月1日より施行され、これと同時に《婚姻法》、《相続法》、《民法通則》、《養子縁組法》、《担保法》、《契約法》、《物権法》、《権利侵害責任法》、《民法総則》は廃止される。</p> <p>《中華人民共和國民法典》は「社会生活の百科辞書」とも呼ばれ、全法体系の基礎としての位置づけであり、市場経済の基本法でもある。《中華人民共和國民法典》は全部で7編（総則、物件、契約、人格権、婚姻過程、相続、権利侵害責任及び附則）、全1260条により構成されている。</p>
2	法による新型コロナウイルス肺炎執行案件の適切処理の若干問題に関する指導意見	最高人民法院	2020年5月13日	<p>新型コロナウイルス肺炎案件の法による適切な処理のため、最高人民法院は、裁判実務を踏まえ10条にわたる指導意見を公布した。本意見では、人民法院が新型コロナウイルス肺炎案件を処理する場合には、閉鎖措置の法的限界を正確に把握し、執行財産が低価格で処分されることを効果的に防止し、法により感染症の流行期間における貸金を減免する政策規定を適用・執行するなど、当面の民事事件の執行面において重要な意義を持つ。</p>
3	新型コロナウイルス肺炎の民事案件の適切審理の若干問題に関する指導意見（二）	最高人民法院	2020年5月15日	<p>本指導意見（二）は実際の事件解決を基にしており、感染症の影響が大きく、広範囲に関わり、処理の難易度が高く、社会的注目の高い売買契約、不動産賃貸契約、教育訓練契約、金融・借入契約等数種の典型契約の変更や解除、違約責任の減免等の具体的な法的問</p>

				<p>題を挙げ、指導意見（二）第1条から第4条において適切かつ実行可能性のある解決案を提示している。一般的に取引の維持を奨励し、契約解除は慎重に行うよう求めるものであり、契約の変更をとおして当事者利益のバランスを図るよう要求している。</p>
4	<p>感染症流行防止の供給確保等を支援する税金政策実施期間に関する公告</p>	<p>財政部、税務総局</p>	<p>2020年5月15日</p>	<p>本公告は、現在の感染症状況を踏まえ、企業の操業・生産再開を更に支援するため、財政部、税務総局が以前公布した一連の税金優遇政策の執行期間を2020年12月31日まで延長することを決定するものである。</p> <p>例えば、《新型コロナウイルス肺炎感染の予防・管理の支援における個人所得税政策に関する公告》においては、単位が個人に給付した新型コロナウイルス予防のための薬品、医療用品及び防護用品等の実物（現金は含まない）は、賃金、所得に算入されず、個人所得税の対象外であることが明確にされており、このような税制優遇政策が2020年12月31日まで延長されることになる。</p>
5	<p>貿易の新業態発展の支援に関する国家外貨管理局の通知</p>	<p>国家外貨管理局</p>	<p>2020年5月20日</p>	<p>本通知では、クロスボーダーのeコマース等の新業態発展を加速させ、外貨収支をより円滑化するため、国家外貨管理局が全15条の規定を定めている。例えば、クロスボーダーのeコマース企業が海外保有倉庫に貨物輸出する場合、資金還流する実際の販売収入とこれに対応する貨物の輸出通関申告の金額とが一致しなくてもよいこと、中国国内の国際的な輸送企業、物流企業、クロスボーダーeコマースプラットフォーム企業は、顧客に代わってeコマース関連のクロスボーダーでの倉庫保管、物流、税金等の費用を立て替えること（当該立替期間は原則12ヶ月を超えてはならない）、個人の対外貿易決算の需要に対応するため、個人が外貨口座をとおしてクロスボーダーeコマース及び市場における調達貿易項目における外貨決算を行うことを当該通知は認める。</p>

第2、《民法典》の紹介

1. 《民法典》の概要

2020年5月28日、《中華人民共和國民法典》は全国人民代表大会で可決され、2021年1月1日より施行されることとなった。現在もなお《民法典》を制定する必要性が本当にあったのかについて議論があるものの、大陸法系国家として民法典を有することは多くの法学者の長年の願いであったのは間違いない。中国では、現代的意義を持つ最初の《民法典》（すなわち1930年南京国民政府が公布した《中華民國民法》）が廃止された後、1954年、1962年、1979年、2002年と複数回にわたって《民法典》の制定が試みられたが、いずれも成功せず、《民法総則》、《契約法》、《物権法》等、個別法により民事法域の法制定が行われてきた。これら個別法は、《民法典》施行後はすべて失効する。

《民法典》は全部で7編、1260条あり、各編は総則、物権、契約、人格権、婚姻家庭、相続、権利侵害責任及び附則の順で規定されている。《民法典》の内容からすると（契約編では、ファクタリング契約、ファイナンスリース契約等の専門性の高い商業契約に関する規定も設けられている。）、民商一体の法律であるということができ、将来《商法典》が別途制定される可能性は低い。

上記のとおり、《民法典》が公布される前は、民事法領域においては既に多数の個別法が存在していた。《民法典》は、これらの個別法（及び関連する司法解釈）を統合・修正するとともに、新たな規定を加えている。全体的には、《民法典》の1260条もの条文のうち、現行法及び関連司法解釈の規定を完全に残し、又は「非実質的修正」のみ行われた条文は全部で866条あり、約68.7%に上る。現行法及び関連司法解釈の規定に「実質的修正」を加えた条文は246条あり、全体の約19.5%を占める。残りの148条は新設された規定であり、11.7%を占める。特に人格権の編においては、大多数の条文が新設されたものであり、契約編でも相当数の条文が新設されている。契約編にある規定と現行の規定とでは比較的大幅な変更がなされており、契約編の規定と企業経営とは密接に関わることから、以下では《民法典》の契約編の内容について簡単に紹介したい。

2. 《民法典》の契約編に関する概要

《民法典》の第463条から第988条までの計526条が契約編に規定されている。他の編に規定されている契約に関する条項は121条あり、これらを合計すると全部で647条に上り、《民法典》の全条項の51.3%を占める。また、《民法典》は債権について別途独立した編を設けておらず、不当利得及び事務管理に関する規定は「準契約」として契約編の中に規定している。そのため、伝統的な民法典体系における債権編の内容は、契約編に組み込まれていると言える。

契約編の内容は複雑かつ膨大であることから、企業の経営生産に比較的大きな影響を与える可能性のある規定、又は注意が必要な規定を取り上げて以下簡単に紹介する。

（1）契約保全制度の整備

中国の商業実務では、これまで債務者が悪意をもって財産処分するケースが非常に多く、これにより債権者の債権が保障されないといった状況が存在する。このような問題について、現行《契約法》第73条、第74条及び《最高人民法院の〈中華人民共和國契約法〉の適用の若干問題に関する解釈

（一）》等は、契約保全制度として、債権者代位権及び（債務者の不当な財産処分行為に対する）債権者取消権を設けることで一定の配慮を行っていた。

《民法典》では、現行法を統合・細分化した上で、規定を一部新設し、契約編の第5章で「契約の保全」について規定している。これにより、《民法典》では、より一層債権の満足、債権者利益の維持・保護が保障されることが期待される。

具体的に《民法典》では現行法を基に以下の規定が新設されている。

①現行法では、弁済期限が到来している債権のみ代位権行使が可能であった。《民法典》では債権者代位権の事前行使制度（第536条）が新たに設けられ、特定の状況下（債務者の債権若しくは当該債権に係る従たる権利の訴訟時効期間が間もなく到来し、又は適時に債権等の破産申請をしなかった等の場合において、債権者の債権満足以に影響を及ぼすとき）では、代位権の事前行使が可能となる。

②《民法典》では、債務者が債権担保を放棄した場合、債務者が悪意をもって期限到来している債権の履行期間を延長した場合、債務者が明らかに不合理に高い額で他人の財産を譲り受けた場合、債務者が他人の債務のために担保提供した場合を、債権者が取消権を行使することができる新たな場面として定めている。また、《民法典》は、現行《契約法》第74条が（債権者が不合理な価額で財産処分した場合の）取消条件として定める「譲受人がこれらの事情を知っていた場合」を「債務の相手方がこれらの事情を知り、又は知るべき場合」へと範囲を拡大しており、取消権行使が可能な場面が広がったと言える。

（2）保証方式に関する変更

現行《担保法》によると、保証方式が約定されていない場合又は約定内容が明らかでない場合には、連帯保証責任として処理すると定められている。しかし、《民法典》第686条第2項では、当事者が保証契約の中で保証方式が約定されていない場合又は約定内容が明らかでない場合には、一般保証責任を負うと定めている。

中国法上、一般保証の保証人は、主たる契約の紛争が裁判又は仲裁を経て、かつ、主たる債務者の財産に対し強制執行をしても弁済を得ることができなかった場合を除き、原則として債権者に対する弁済を拒絶することができる。そのほかにも、連帯保証と一般保証ではいくつかの違いがあり、債権者にとってみれば、一般保証に基づき保証人に責任負担を求める場合の方がハードルが高い。保証契約を締結する場合には、このような法規変更注意到し、契約書の中で保証方式について明確に規定する必要がある。

この外、《民法典》では担保制度の他の規定も若干改正されており、以下の点にも注意する必要がある。

①現行《物権法》では、抵当期間中、抵当権設定者は抵当権者の同意を得ないと抵当財産を譲渡することはできない。しかし、《民法典》第406条では、抵当期間中、抵当権設定者は抵当財産の譲渡について適時に抵当権者に通知しなければならないと定め、同意をもちや必要としていない。もっとも、抵当財産を譲渡しても抵当権は影響を受けない（抵当権者の権利を確保している。）。また、現行《物権法》は、抵当権設定者が抵当権者の同意を得て抵当財産を譲渡する場合には、譲渡額と同額を事前に抵当権者に支払うか、又は供託しなければならないと定めていた。しかし、《民法典》第406条では、抵当権者が抵当財産を譲渡すると抵当権を侵害する可能性があることを証明した場合にのみ、抵当権者に譲渡額と同額を事前に支払うか、供託するよう要求できると定めている。

②現在の司法実務においては、各種担保権が抵触する場合には、一般には優先登記の原則が適用さ

れる。《民法典》第415条は、同一財産について抵当権と質権いずれも設定されている場合には、登記・引渡時期の先後により弁済の順序を確定すると定めている。そのため、かかる規定を踏まえ、抵当権を設定する場合には、既に抵当権の先登記がされているか否かを確認することの外、抵当物が抵当権設定者の占有下にあるか否かを再度確認し、抵当物の引渡しが先になされるのを防止することが望ましい。

（3）典型契約の新設

《民法典》の契約編第2分編では、19種の典型契約を定めている。《契約法》と比べると、仲介契約の名称が変更され（「居口合同」から「中介合同」へと名称が変更されているが、いずれも日本語では「仲介契約」を意味する。）、その外にファクタリング契約、不動産管理サービス契約、パートナーシップ及び保証契約の4つの典型契約が新設されている。中国のファクタリングの市場規模は既に非常に大規模なものとなっているが、《契約法》ではファクタリング契約のみの規定を定めていなかったことから、これまで紛争が生じた場合、司法機関は消費貸借契約の法規定に基づきファクタリング契約の審理をするほかなかった。しかし、ファクタリング契約と消費貸借契約の法律関係には明確な違いがあり、裁判実務では様々な問題が生じていた。今回の《民法典》では、ファクタリング契約が典型契約として加わり、ファクタリング契約に関する条文が新設されている。これにより、ファクタリング契約の法律関係が明確になり、今後の司法実務においてファクタリング契約に関する様々な問題の適切な解決に資すると思われる。

（4）第三者に対する契約履行

《民法典》第522条は、「当事者において債務者が第三者に債務履行することを定めた場合において、債務者が第三者に対し債務を履行しないとき、又は履行した債務が約定に従ったものではないときは、債権者に対し違約責任を負わなければならない。法又は当事者において、第三者が債務者に対して直接債務を履行するよう請求することができる定めた場合において、第三者が合理的期間内に明確に拒絶していないのに、債務者が第三者に対し債務を履行しないとき、又は履行した債務が約定に従ったものでないときは、第三者は債務者に違約責任を負うよう請求することができる。債務者は、債権者に対する抗弁を第三者に対しても主張することができる。」と定めている。

しかし、現行契約法では、第三者に対する契約履行を約定した場合において、債務者が第三者に対し債務を履行しないとき、又は履行した債務が約定に従ったものでないときは、債権者のみが債務者の違約責任を追及することができ、第三者が債務者の違約責任を直接追及することはできなかった。

《民法典》の上記規定は、一定の領域において積極的効果をもたらすことが予想される。例えば、会社のM&Aにおいてよく見られる、対象会社の株式を売却する株主がM&A契約前に発生した対象会社の債務（もしあれば）について責任を負わなければならないとの約定である。現行法では、対象会社に実際に損害が発生した場合、買収当事者（新株主）のみが原株主に対して賠償請求することができることになるが、上記《民法典》の規定によれば、第三者のために対象会社が直接原株主に対して賠償請求することができる道が開かれる。

以上